

多可町競争入札参加資格審査申請書(追加受付分)要領

1 受付期間	令和4年1月28日(金)午前8時30分 から 令和4年2月10日(木)午後5時00分まで ※ WEB申請サイトは、期間中随時利用可能。申請等に関するお問い合わせは上記期間(土曜、日曜、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。 ※ 町内に本店・本社を有する場合は、上記の期間以降も申請可能。
2 有効期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(1年間)
3 受付区分	(1) 建設工事 (2) 測量・建設コンサルタント等業務 (3) 物品製造(購入)・役務の提供等
4 参加資格	(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)の適用を受ける建設工事(以下「建設工事」という。)にあっては、同法第3条の規定による許可を受けている者で、同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けた者。 (2) 社会保険加入の要件化として、建設工事の申請をする者は、加入義務のある「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」(以下「社会保険」という。)の全てに加入している必要があります。入札参加資格審査申請時に提出する最新の経営事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」において全ての社会保険の加入の有無が「有」又は「除外」の時に限り申請を受け付けます。 <u>いすれかの社会保険の加入の有無が「無」の場合は、申請を受け付けません。</u> (3) 家屋解体工事業の入札参加については、令和元年6月以降、「とび・土工工事業」の許可では希望できなくなつており、「建設工事業」又は「解体工事業」の建設業許可及び総合評定値通知書の平均完工事高が必要です。 (4) 測量業にあっては、測量法(昭和24年法律第188号)第55号第1項の規定による登録を受けている者。 (5) 建築設計業にあっては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている者。 (6) 不動産鑑定業にあっては、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定による登録を受けている者 (7) その他法令等による許可等が必要な業務にあっては、その許可等を有している者。 (8) 次の各号のいすれかに該当する者は、競争入札等に参加する資格を有しない。 ① 当該入札等に係る契約を締結する能力を有しない者 ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③ 地方自治法施行令(昭和第22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいすれかに該当すると認められる者若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札等代理人として使用者でその事実があつた後3年を経過していない者 ④ 多可町暴力団排除条例(平成24年多可町条例第34号)第2条第1号から第3号に該当する者 ⑤ 納期の到来した国税、多可町内に本店、支店若しくは営業所等がある場合は、町税等を滞納している者
5 審査結果	審査の結果、入札等に参加する資格を有する者として町が認定したときは、令和3年4月1日に有資格者業者として名簿に登録します。 なお、これにより入札参加の機会が約束されるものではありません。
6 注意事項	(1) 申請書類の作成方法など、不明な点がある場合はマニュアル等をご確認ください。 (2) 申請書類に不備がある場合は、受け付けできません。 (3) 当該申請に係る申請書類等の重要な事項について虚偽の記載等が認められた場合は、参加資格を取り消すことがあります。 (4) 暴力、贈賄等不正行為により起訴されたときは、直ちに届け出してください。 (5) 有資格者名簿に登録された者で、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに変更届を町長に提出してください(建設業にあっては、経営事項審査結果通知書の更新も該当します)。

7 申請方法	<p>(1) 申請用WEBサイトからの電子申請のみとなります(紙での提出は必要ありません。)。 ※ 事前に、多可町ホームページ内の「入札参加資格申請」に関するページの「申請書等様式」 からを該当する様式をダウンロードし作成してください。申請書はExcel、その他の必要書類は 電子ファイル(PDF)化してください。</p> <p>(2) 受付期間内に申請用WEBサイトにアクセスし、申請してください。</p> <p>※ 申請用WEBサイトは、令和4年1月28日(金)午前8時30分以降に申請が可能です。</p>
8 お問い合わせ	〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123 多可町役場 財政課(入札担当) TEL:0795-32-4771(直通) FAX:0795-32-4203(直通)